

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	栃木県・栃木市	
計画期間 実施期間	平成23年度～平成27年度 平成23年度～平成24年度	総事業費(交付金) 37,000千円(18,500千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	定住等の促進に資する目標及び事業活用活性化計画目標を達成することによって、農道整備による効率の良い作業形態を確保し、若年者の就業意欲の向上により定住化の促進が図られるため法律及び基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	栃木市都市経営計画(市総合計画)の農林業の振興における目的「農林業の魅力を高め継続的な経営を可能にする」ためには基盤整備は必要である。関連事業である県営圃場整備事業栃木市西部地区によって区画整理がなされ、営農環境が向上したが、農道は未舗装のため、本事業により更なる営農環境の向上を図る。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	地元土地改良区の役員会等で説明を行い、地元の意向を確認しており、合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか	適	地元土地改良区を推進員とし、事業主体である市と連携を図りながら事業の推進を図っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	基盤整備を促進することにより営農条件が改善されて、農業従事者の意欲が向上して定住等が促進されるため、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	適	事業効果の早期発現のために、計画期間5年、実施期間1年は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	適	事業費:37,000千円×交付額算定交付率1/2=18,500千円で交付限度額の範囲内にある。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	今回、新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	農林畜水産業関係補助金交付規則別記様式(別表)により、アスファルト舗装道路10年
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		

	費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	土地改良事業の費用対効果分析指針に基づき算定している。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	総費用総便益比=1.02
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		適	事業内容は農道(生産基盤及び施設の整備)であり、また、受益面積は9.4haであるので、実施要綱別表を満たし、事業主体は栃木市で、実施要領別表の2の要件類別8を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		適	受益戸数は24戸におよび、個人に対する交付ではない。また、事業内容が基盤整備であり目的外に使用されることはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当なし。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし。
事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	適	事業費は農林水産省土地改良工事積算基準(土木工事)及び栃木県制定の農業農村整備事業実施設計労務資材単価により積算しており、また、近傍類似地区(ふるさと農道細掘地区)33千円/mに対し、本地区34千円/mであり過大ではない。
	建設・整備コストの低減に努めているか	適	路盤材に再生材(RC材)を利用する計画でありコストの低減を行う。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし。
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		適	受益地域の農業者の要望に基づき、当該農業用道路を整備するものであり、施設整備目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見直しがついているか		適	施設用地所有者は市である。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		適	事業実施主体である栃木市において予算化されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか			
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	基盤整備後は栃木市にて道路法に基づき適切に管理する。
	収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	収支を伴うものではない。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか		—	他の事業との合体施行はない。